

“少しの勇氣” 人権それは愛

ある朝、私が駅のホームで電車を待っていると、アナウンスが聞こえてきました。
「今度の電車は、故障の影響で遅れています。今しばらくお待ちください。」
私のそばで手話をしている数人が、時計を見ながら顔を手を激しく動かしていました。

その近くに親子連れがいて、子どもが母親に聞きました。
「あの人たち、どうしたの？ なにしているの？」

母親は、何も答えず子どもの手を引いて、その場を離れていきました。

私は心の中で《電車がなぜ遅れているのかわからないんだ。とても困ってるみたい。どうしよう？・・・》と、つぶやくだけで遠巻きに見ていましたが、少し勇氣を出して、アナウンスの内容をメモに書いて渡しました。周りの人たちの視線を感じて、なぜか顔がほてり、胸がドキドキしました。

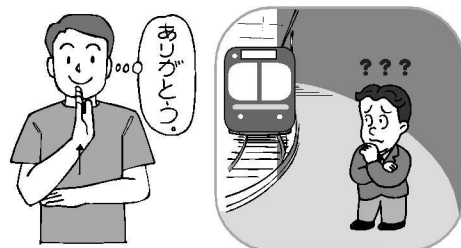
するとメモを読んだ彼からは、驚きの表情と感謝のジェスチャーが返ってきて、とても胸が熱くなりました。

その時はじめて、“ありがとう”の手話を覚えました。

困った人を見かけた時、声をかけることができなかったという経験はありませんか。

相手を思いやる気持ちや少しの勇氣で、新しい出会いが生まれるかもしれません。

私たち一人ひとりがお互いを思いやり、勇氣を持って行動すれば、心豊かな明るい社会になるのではないのでしょうか。



～春の異動シーズンを迎えて～

市役所・ウェルス幸手で臨時窓口を開設します

市では、転入・転出の多くなる時期を迎え、3月30日(日)に臨時窓口を開設します。
この日は、住民異動などの受付はもちろん、国民健康保険、児童手当、介護保険、交通災害共済加入などの手続きを行うことができます。

問合せ 各担当課

臨時窓口一覧

開設窓口	業務内容	直通電話
市役所	市民課 転入・転出・転居などの住所異動の受付、各種証明の交付	☎(43)6473
	保険年金課 国民健康保険の加入・喪失手続き、老人医療	☎(43)3835
	税務課 税証明書の交付	☎(43)1124
	納税課 市税の納付および納税相談	☎(42)6033
	くらし安全課 上高野自転車駐車場受付、交通災害共済加入手続き	☎(43)1111 (市役所代表)
ウェルス幸手	学校教育課 学校の入学・転校などの相談	☎(43)3188
	社会福祉課 身体障害者手帳、療育手帳の住所変更	☎(42)8435
	介護福祉課 介護保険などの手続き	☎(42)8444
	子育て支援課 児童手当・乳幼児医療費などの手続き	☎(42)8454
	健康増進課 母子手帳の申請、予防接種予診票の交付など	☎(42)8421

※業務は平日業務と同様に行いますが、関係機関への照会を必要とする届出業務については処理できない場合もあります。その際は、後日郵送させていただきますか、再度来庁をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください(詳しくは担当課窓口へ)。

3月30日(日)

午前8時30分
～午後5時

臨時窓口開設!



春の火災予防運動

「火は見てる あなたが離れる その時を」

いのちを守る 7つのポイント

▼3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

3月1日(土)～7日(金)は火災予防運動が実施されます。
ここでは、防火心がける7つのポイントをご紹介します。改めて防火について考えてみませんか。

▼4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

○寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する

○火を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる
ほかに防火心がける点があります。一人ひとりの「火の用心」が大切です。

▼住宅用火災警報器



壁掛型



天井型



住宅用火災警報器

新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年5月31日までに火災警報器を設置することが義務付けられました。
奏功事例 グリルで魚を焼いていることを忘れ外出、就寝中の家族が警報音で目を覚ましたところグリルから煙が出ていたので、119番通報し避難した。
▼設置場所／寝室・階段・廊下など

①感知方式による種類
煙式と熱式の2種類があります。

②電源の違いによる種類
家庭用100ボルト電源式と電池式があります。

③設置場所別による感知器の種類
・寝室、階段、廊下など／煙式
・台所／熱式

④購入
防災設備取扱店、電気店、ホームセンターなどで購入できます。日本消防検定協会の鑑定「NS」マークの付いたものを選びましょう。

※台所には設置する義務はありませんが、火災の早期発見のためにも設置するようにしてください。

悪質訪問販売にご注意
消火器の悪質販売と同様に、これからは住宅用火災警報器の悪質販売が増えることが予想されます。

○「消防署から来ました」という言葉はご用心! 消防は一般のご家庭に住宅用火災警報器を販売することはありません。

○異常に高い値段のものを売りつけられないよう注意してください。

問合せ 消防本部消防課 ☎(42)9119・☎(42)9117

悪質販売に
だまされたら:

○悪質訪問販売に騙されてしまったら、クーリング・オフ制度の活用など、お近くの消費生活センターなどに相談ください。
問合せ 埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048(734)0999